

別紙之通被 仰出候条、村々戸長・副長  
於而小前末々ニ迄厚申諭、御趣意通  
深貫徹候様、注意可致もの也、

壬申九月

岐阜県庁（印）

別紙村々

戸長

副長

追而於年番戸長其区内

村附帳相添、村々壺通ツ、引去、

早々順達いたし候様可取計

もの也、

人々自ラ其身ヲ立テ、其産ヲ治メ、其業ヲ昌ニシテ以テ其  
生ヲ遂ルユエンノモノハ他ナシ、身ヲ脩メ、智ヲ開キ、才芸  
ヲ長スルニヨルナリ、而テ其身ヲ脩メ、智ヲ開キ、才芸ヲ長  
スルハ学ニアラサレハ能ハス、是レ学校ノ設ケアルユエ  
ンニシテ、日用常行言語書算ヲ初メ士官農商百工技芸及  
ヒ法律・政治・天文・医療等ニ至ル迄、凡人ノ営ムトコロノ事、  
学アラレルハナシ、人能ク其才アルトコロニ応シ、勉励  
シテ之ニ従事シ、シカシテ後初テ生ヲ治メ、産ヲ興シ、業ヲ